

夏季休業期間等における諸注意

一学期が終わり、帰省、課外活動、レジャー等を予定している方も多いと思います。学生の皆さんにおいては、新型コロナウイルス等の感染症の流行がみられることなどから、改めて基本的な防疫対策に努めるとともに、本学学生として責任ある行動を心がけ、以下の点に留意しながら活動してください。

1 課外活動等について

- ・学外での課外活動に際しては、事前に「学外活動届」を提出してください。
- ・夏季休業期間（8月1日～8月15日）や2学期において、集中講義、実習、補講等が実施される場合があります。その場合は課外活動等よりも学業が優先されることに留意し、履修学生に配慮してください。
- ・活動が活発になると事故等も増加傾向となりがちです。事故や事件に巻き込まれることがないように、十分注意してください。事故を未然に防ぐためにも、事前に計画を立て、入念な準備を行うよう心がけてください。
- ・猛暑が続いていますので、課外活動時はもちろんのこと、日常生活においても熱中症対策を徹底してください。
- ・夏季休業中の練習や合宿等には、技術指導等を目的として学外者が参加する機会が増えるかと思えます。学生のみで解決困難な問題が起こった際には、問題の大小にかかわらず、すぐに顧問教員や各地区学生支援室（連絡先は8窓口を参照）に相談し、健全な活動ができるよう留意してください。

2 交通ルールや交通マナーについて

- ・交通事故の被害者や加害者にならないよう、交通ルールや交通マナーを遵守してください。
- ・なお、自転車は道路交通法上では「車両」に含まれ、ルールを守らず事故を起こせば加害者となり、自転車の運転者も責任を問われることとなります。
- ・令和6年5月に道路交通法が改正され、自転車の違反に対する取り締まりが大きく変わることになります。主な改正点は次の3つで、今後順次施行されます。
 - ①携帯電話使用等及び酒気帯び運転の禁止
 - ②自転車等の安全を確保するための規定の創設
 - ③自転車等に対する交通反則通告制度（「青切符」による取り締まりを行う反則金制度）の適用注）③は、信号無視、通行区分違反（右側通行、歩道通行等）等も青切符の対象となります。日頃から意識して交通ルールを遵守するように心がけてください。

3 飲酒及び薬物使用について

注！ 未成年者の飲酒は法律で禁止されています。飲ませた人も責任を問われます。

<禁止行為>

- ・イッキ飲みなどの危険行為
- ・飲めない人への無理強い
- ・飲酒運転（自転車を含む）等

<気を付けること>

- ・自分の適量を知り、度を超さない
- ・体調が悪いときには、無理せず飲酒をしない（又は控える）

注！ 薬物は所持しているだけで罰せられます。

<禁止行為>

- ・薬物の使用・所持

薬物の使用は、心身へ悪影響を及ぼすことはもちろんのこと、犯罪行為として罰せられ、その後

の人生を大きく変えてしまいます。誘惑や好奇心など一瞬の気の緩みで薬物に手を出さないよう、十分留意してください。

薬物の危険は意外なほど身近に迫っています。万が一、薬物を勧められた場合は、きっぱりと断ってください。

4 SNS等の適切な利用について

LINE や Instagram、X、Facebook 等の SNS を含むソーシャルメディアは、コミュニケーションを取るのに非常に便利な反面、不適切な情報発信で思わぬトラブルに巻き込まれる場合や他人を傷つけてしまう場合があります。それにより、悪意の有無にかかわらず「法的な処罰」が課せられることもあります。

今後の人生に、重大な負の影響を与える恐れもありますので、ソーシャルメディアの特性を理解して適切に利用するよう留意してください。

5 詐欺メール（フィッシング詐欺）及び個人情報等の管理について

海外から、本物のメール（企業アカウント）に酷似した詐欺メール（Gmail の個人アカウント）により論文投稿料に関する請求書が届き、偽の預貯金口座（不正口座）への入金を誘導する事案、また、自身の個人情報を他人に伝えたことにより、本人が意図しない形で個人情報が不正に利用される事案が過去に発生しています。

身に覚えのないメールを受け取ったら慎重に判断し、安易に URL をクリックしたり、添付ファイルを開いたりすることのないよう、十分ご注意ください。

6 カルト系団体等への勧誘について

カルト系団体等に関して、自分には関係ないと感じている学生が多いかと思いますが、多くのカルト系団体等は、大学の内外や SNS 上で、普通のサークルやボランティア団体を装い、巧妙な手段で学生をマインド・コントロールし、取り込みます。カルト系団体等に入会してしまうと自身だけでなく、友人や家族をも巻き込み、人間関係・大学生活を壊すことにもなりかねません。

以下のことに注意し、被害に遭わないように心がけてください。

- ・ 個人情報をむやみに他人に教えない
- ・ 怪しいと思う場合は友人、家族、大学に相談する
- ・ 強い意志を持って断る

なお、信教の自由は保障されており、特定の団体を誹謗するものではありません。

7 海外渡航について

- ・ 海外に渡航する場合は、必ず「海外渡航を予定している皆様へ」を確認してください。

8 事件・事故に遭遇した場合、その他ご不明の点がある場合は下記へ連絡してください

所属	窓口（平日 8:30～17:15）	窓口（土日祝・夜間 17:15～翌 8:30）
農学部（府）	学生生活係 TEL:042-367-5579	府中地区（宿直室） TEL: 042-367-5664
連合農学研究科	大学院係 TEL:042-367-5670	
工学部（府）	学生生活係 TEL:042-388-7011	小金井地区（守衛所） TEL: 042-388-7007
BASE	学務係 TEL:042-388-7217	

※国外からは国番号+81 を押したあと市外局番 42-にお掛けください。

（例）国内：042-388-7011 国外：+81-42-388-7011